

泊発電所 3号炉

第4条 地震による損傷の防止 (地下水排水設備について)

(審査会合における指摘事項回答)

令和5年7月20日
北海道電力株式会社

審査会合指摘事項に対する回答	・ ・ ・ ・ ・	P. 3
【参考】 地下水排水設備について (令和5年2月28日第1118回審査会合 資料1-8-1)	・ ・ ・ ・ ・	P. 6

審査会合指摘事項に対する回答（1 / 3）

【指摘事項（令和5年2月28日第1118回審査会合）】

地下水排水設備の排水経路について、以下を踏まえた排水機能の維持に係る考え方を示した上で、最終的な排水先へ確実に排水可能な経路であることを説明すること。

- ✓ 排水配管の間接支持構造物を含む排水経路においてSs機能維持とする範囲
- ✓ 排水経路においてSs機能維持としない範囲がある場合、排水経路の崩落等によって完全に閉塞する可能性

【回答（概要）】

■ 地下水の排水経路は下記のとおり、基準地震動に対して必要な通水断面を確保し、排水機能を維持する設計としている。

- ① 地下水の排水経路のうち、湧水ピットポンプから放水ピットまでをSs機能維持の範囲とする。
- ② 放水路、放水池及び放水口はSs機能維持が困難であるものの、通水断面が地下水排水量に対して十分な裕度を有していることから完全閉塞の可能性は極めて小さい。なお、万一閉塞に至った場合でも、仮設ホース等を用いて湧水ピットポンプ出口の地下水排水配管から構内排水設備に排水することで、地下水の排水機能を維持することができる。

表1 基準地震動に対する排水経路の排水機能維持方針

耐震性	Ss機能維持			耐震Cクラス	
施設	・湧水ピットポンプ ・地下水排水配管	一次系 放水ピット	原子炉補機冷却 海水放水路	放水ピット	放水路、放水池 及び放水口
評価	基準地震動に 対し構造健全性を 確認	基準地震動に対し 終局状態に至らないことを確認		耐震Sクラス の間接支持 構造物	十分な通水断面積を確保、 万一閉塞に至った場合でも地 下水は仮設ホースで排水可能

審査会合指摘事項に対する回答（2 / 3）

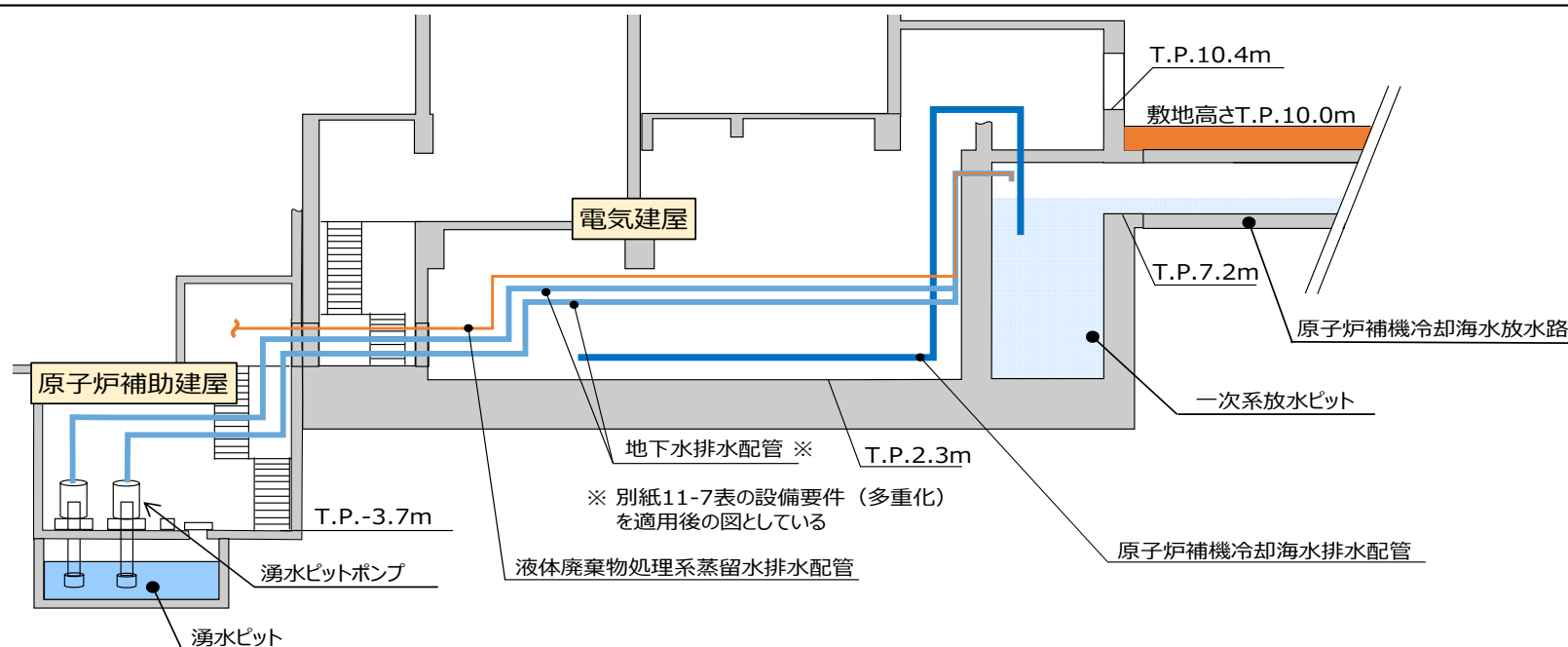
● 排水経路の排水能力

- 既存の湧水ピットポンプの排水能力 $25\text{m}^3/\text{h}$ ※を必要な排水能力として検討する。

※ 詳細設計段階では、湧水量の評価に対して保守性を確認したモデルで予測解析を行うこととしており、その場合でも想定湧水量は湧水ピットポンプ1台の定格容量である $25\text{m}^3/\text{h}$ を超えない見通しである

● 建屋内の排水経路と排水機能維持（湧水ピットポンプ⇒地下水排水配管⇒一次系放水ピット）

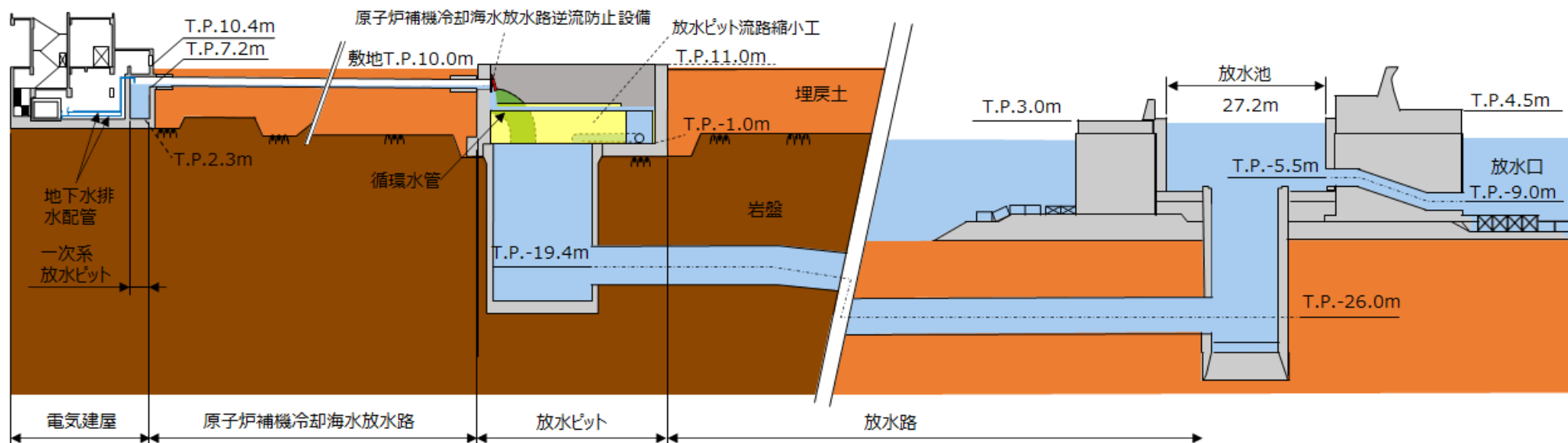
- 湧水ピットポンプは耐震Cクラスの縦置うず巻式ポンプであり、基準地震動に対し構造健全性を確認することで、機能（地下水の排水機能）を維持する設計とする。
- 地下水排水配管は耐震Cクラスの炭素鋼配管であり、基準地震動に対し構造健全性を確認することで、地下水の排水経路を維持する設計とする。また、電気建屋については、地下水排水配管が敷設される建屋地下部の最大せん断ひずみが耐震Sクラスの間接支持構造物に要求される許容限界以下となることを確認する。
- 一次系放水ピットは耐震Cクラスの電気建屋と一体構造であり、電気建屋が基準地震動に対し終局状態に至らないことを確認することで、原子炉補機冷却海水放水路への排水経路を維持する設計とする。



審査会合指摘事項に対する回答（3 / 3）

● 建屋外の排水経路と排水機能維持（原子炉補機冷却海水放水路⇒放水ピット⇒放水路、放水池及び放水口）

- 原子炉補機冷却海水放水路は耐震 Cクラスのボックスカルバートであり、現状は埋戻土によって支持されているが、岩着構造に変更し、基準地震動に対し構造体が終局状態に至らないことを確認することで、排水経路を維持する設計とする。
- 放水ピットは耐震 Cクラスの貯水ピットであるが、岩盤により支持されており、耐震 Sクラスの津波防護施設（放水ピット流路縮小工）及び浸水防止設備（原子炉補機冷却海水放水路逆流防止設備）の間接支持構造物となるため、基準地震動に対し構造体が終局状態に至らないことを確認することで、排水経路を維持する設計とする。また、上記の津波防護施設等が有する通水断面は、耐震 Sクラスにて設計することから基準地震動においても通水機能は維持される。
- 放水路、放水池及び放水口は、耐震 Cクラスであり、基準地震動に対して構造体が終局状態に至らないことを示すことは困難であるものの、地下水の排水量（25m³/h）に対して約9,000倍（228,000 m³/h）の流量を通水可能な断面を有していること、また、巨大地震を経験した柏崎刈羽原子力発電所や女川原子力発電所の同様な施設に通水機能に影響を及ぼす程の損傷は認められておらず、基準地震動により損傷が発生したとしても、地下水が排水できなくなるような完全閉塞の可能性は極めて小さいと考えられることから、通水機能は維持されるものとする。なお、万一、完全閉塞に至った場合においても、運用管理として配備する仮設ホース等の資機材を用いて、湧水ピットポンプ出口の地下水排水配管と構内排水設備を接続し、地下水の排水機能を維持する設計とする。



添付7-4図 地下水排水経路（建屋外断面図）

【参考】 地下水排水設備について

(令和5年2月28日第1118回審査会合 資料1-8-1)

前回審査会合（2022年6月23日 第1055回）におけるご説明内容

- ◆ 津波防護施設として**岩着構造の防潮堤**を泊発電所の敷地前面に新設することとしたため、従来の流動場が変化し、地下水位の上昇が想定される状況。
- ◆ **原子炉建屋等の主要建屋**においては、**地下水排水設備の機能に期待することで建屋基礎底面下に設計地下水位を設定する方針**をご説明した。

本日のご説明内容

- ◆ ①**先行審査事例（女川2号炉，島根2号炉）**を踏まえて、②**泊3号炉の地下水排水設備に期待する機能とその達成方針（設備要件，運用管理における配慮事項）**を整理し、設置許可基準規則第4条（第39条）にかかわる設計方針をご説明する。

設置（変更）許可段階	設計及び工事計画認可段階
<p>設計地下水位の設定方針</p> <p>前のご説明済</p> <ul style="list-style-type: none">・ 設計地下水位の設定方針<ul style="list-style-type: none">➢ 浸透流解析による暫定の予測解析結果を踏まえた各施設の設計地下水位の設定方針。➢ 設計地下水位の設定及び地下水排水設備のポンプ容量の設定のために必要な浸透流解析の解析モデル等の妥当性・保守性。	<p>設計地下水位の設定</p> <ul style="list-style-type: none">・ 左記方針を踏まえた浸透流解析の解析条件の詳細、予測解析結果（ポンプ容量設定のための解析も含む）・ 上記の予測解析結果を踏まえた各施設等の具体的な設計地下水位の設定
<p>地下水排水設備の信頼性向上の方針</p> <p>今のご説明</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地下水排水設備に期待する機能とその達成方針<ul style="list-style-type: none">➢ 地下水排水設備の設計に係わる前提条件を整理したうえで、<u>設備に必要な信頼性を分析。</u>	<p>地下水排水設備の設計</p> <ul style="list-style-type: none">・ 左記方針を踏まえた要求機能の確保に必要な具体的な設備対策や運用・ <u>地下水排水設備のポンプ容量</u>・ 各設備に対する耐震性等の確認結果

① 先行審査事例を踏まえた対応の基本方針

(1) 先行審査事例の確認

- 地下水の流れを遮断する防潮堤等を設置した女川2号炉及び島根2号炉を対象に、地下水位低下設備にかかわる審査実績を比較した結果、女川2号炉では主要建屋及び敷地広範囲の施設等に生じる液状化影響及び揚圧力影響を確実に排除する設計方針とするため、静的設備である揚水井戸を含む全ての構成要素を多重化する等、設備に安全重要度クラス1相当の設計を適用している。
- これに対し、島根2号炉では敷地内の主要建屋を対象とした揚圧力影響を排除する設計方針とし、想定される事象等を考慮した上で、地下水位低下設備に対して信頼性向上を図る設計としている。

表1 先行審査事例の比較結果（添付3-1表 先行炉との比較より抜粋）

比較項目	女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉
地下水位低下設備のイメージ図 (信頼性向上対策後)		
地下水位低下設備の機能に期待して耐震評価を行う施設	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 建物・構築物（原子炉建屋，制御建屋，3号炉海水熱交換器建屋，排気筒） □ 液状化影響を受ける「敷地広範囲」のアクセスルート，屋外重要土木構築物等 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 建物，構築物（原子炉建物，タービン建物，廃棄物処理建物，制御室建物，排気筒）
地下水位低下設備に排除/低減を期待する地下水位の影響	「◇」と「□の一部」に生じる揚圧力影響及び液状化影響	「◎」に生じる揚圧力影響
地下水位低下設備の機能に期待する期間	原子力発電所の供用期間の全ての状態	原子力発電所の供用期間の全ての状態
安全重要度	- (設計基準対象施設)	- (設計基準対象施設)
設計上の要求	・Ss機能維持 ・揚水井戸を含む多重化，外部事象への配慮，非常用電源確保等	・Ss機能維持 ・揚水井戸を除く多重化，外部事象への配慮，非常用電源確保等
保守管理性	新設揚水井戸の集水管は直管のみで構成されており，設備構成部位の全てが保守管理性に優れる	新設揚水井戸の集水管は直管のみで構成されており，設備構成部位の全てが保守管理性に優れる
機能喪失時に建屋の設計条件を逸脱するまでの時間	約24時間	24時間以上

※ 先行炉である女川，島根の情報にかかわる記載内容については，公開資料等をもとに弊社の責任において独自に解釈したもの

(2) 先行審査事例を踏まえた対応の基本方針

- 先行審査事例**では地下水位低下設備に対して、基準適合性の観点から事業者が達成すべき性能について、**表2で比較項目として示した事項を考慮し、地下水位低下設備にどの程度の信頼性が必要なのかを分析して設備要件（設備仕様）を定めている。**
- そのため、泊3号炉でも地下水排水設備にどの程度の信頼性が必要であるか分析を行って設備要件を定めることとし、その際、**泊3号炉の地下水排水設備には原子炉建屋等の主要建屋を対象とした揚圧力影響の排除を期待している（表2参照）ことを踏まえ、島根2号炉と同様に想定される事象等を考慮し、地下水排水設備に対して信頼性向上を図る設計とすることを基本方針とした。**
- 基本方針を踏まえた具体的な設備要件の検討内容について、「② 泊3号炉の地下水排水設備に期待する機能とその達成方針（設備要件、運用管理における配慮事項）」に示す。

表2 島根2号炉と泊3号炉の比較（添付3-1表 先行炉との比較より抜粋）

比較項目	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉
地下水排水設備／地下水位低下設備の機能に期待して耐震評価を行う施設	◎ 建物，構築物 （原子炉建屋，タービン建物， 廃棄物処理建物，制御室建物，排気筒）	☆ 原子炉建屋等の主要建屋 （原子炉建屋，原子炉補助建屋，ディーゼル発電機建屋 及びA1，A2－燃料油貯油槽タンク室）
地下水排水設備／地下水位低下設備に排除／低減を期待する地下水位の影響	「◎」に生じる揚圧力影響	「☆」に生じる揚圧力影響
地下水排水設備／地下水位低下設備の機能に期待する期間	原子力発電所の供用期間の全ての状態	原子力発電所の供用期間の全ての状態

**② 泊3号炉の地下水排水設備に期待する
機能とその達成方針
(設備要件, 運用管理における配慮事項)**

地下水排水設備に求める設備要件の検討

前提条件

- ① 設置目的
原子炉建屋等の主要建屋に生じる揚圧力影響の排除
- ② 必要な期間
原子力発電所の供用期間の全ての状態
- ③ 先行炉の対応状況
上記①②が泊3号炉と同じである島根2号炉における設備要件の検討内容を参考とする
(P.6～7に記載)

検討内容

「想定される事象等を考慮し，地下水排水設備に対して信頼性向上を図る設計とする（P.7に記載）」ため，以下の分析を行い設備要件を定める
(島根2号炉と同様の分析)

【分析1】
・設備の機能喪失要因を抽出した上で，全ての機能喪失要因から防護するための設備要件を策定

【分析2】
・分析1で抽出した要因で各事象（※）が発生する場合は，各事象が地下水排水設備に及ぼす影響を踏まえ分析1で策定した設備要件に対する追加要否を確認

【分析3】
・各事象の発生後に地下水排水設備の機能喪失を想定し，各事象の収束に影響がある場合は，分析1で策定した設備要件に対する追加要否を確認

【分析4】
・大規模損壊時の対応についても配慮する
(P.11に記載)

設備要件の決定

- ・【分析1】～【分析4】により，機能喪失要因とこれを踏まえた設備要件を整理
- ・上記に加え，供用期間中の機能維持に必要な設備点検にかかわる事項も設備要件として考慮
(P.12～13に記載)

既設設備に対する設備要件の適用検討

- ・決定した設備要件と既設設備の状況を比較した上で，必要となる追加対応を整理し成立性を確認
- ・設備点検にかかわる設備要件も成立性を確認
(P.14～18に記載)

運用管理における配慮事項

- ・地下水排水設備が機能喪失した際の運用管理方針を策定
- ・地下水排水設備の施設管理方針を策定
(P.20～21に記載)

更なる信頼性向上を目的に検討する範囲

※ 「運転時の異常な過渡変化」，「設計基準事故」又は「重大事故等」

《設備要件の検討内容》

標準的な地下水排水設備の構成要素を設定

(表3参照)した上で、下記の分析1~4^{※1}を行った結果から各構成要素に適用が必要な設備要件を定める。

- 地下水排水設備の機能喪失要因を抽出した上で、全ての機能喪失要因から防護するための設備要件を策定 **(分析1)**
- 分析1で抽出した要因で各事象^{※2}が発生する場合は、各事象が地下水排水設備に及ぼす影響を踏まえ分析1で策定した設備要件に対する追加要否を確認 **(分析2)**
- 各事象の発生後に地下水排水設備の機能喪失を想定し、事象収束に影響がある場合は、分析1で策定した設備要件に対する追加要否を確認 **(分析3)**
- 大規模損壊時の対応についても配慮する **(分析4)**

表3 地下水排水設備の構成部位 (別紙11-3表より抜粋)

機能	地下水排水設備の構成部位	参考：地下水排水設備 (既設)
集水機能	集水管類	<p>※ 現状、設備点検時のバックアップとして湧水ピット内に水中ポンプ設置しているが、地震時に湧水ピットポンプ等へ及ぼす波及影響も考慮した上で、水中ポンプの撤去も含めて今後の取扱いを検討する。</p>
支持機能	ピット ピットエリア	
排水機能	排水配管	
	排水ポンプ	
監視・制御機能	動力盤 制御盤	
	水位計	
電源機能	電源	

※1 分析項目及び分析内容は島根2号炉と同じ

※2 「運転時の異常な過渡変化」、「設計基準事故」又は「重大事故等」

《設備要件の整理結果 (1/2)》

- 分析 1 から分析 3 の結果より、地下水排水設備の設計にかかわる信頼性向上のため、表 4 のとおり設計上の配慮事項を定め設備要件とした。

表 4 設備要件の検討を目的に行った分析の結果

項目	内容	分析結果 (設備要件)
分析 1	地下水排水設備の機能喪失要因を抽出した上で、全ての機能喪失要因から防護するための設備要件を策定	Ss機能維持, 多重化, 内部火災・内部溢水の影響に配慮した設計が必要 という結果を得た。 (P.13の表 5, 図 1 参照)
分析 2	分析1で抽出した要因で各事象が発生する場合は、各事象が地下水排水設備に及ぼす影響を踏まえ分析1で策定した設備要件に対する追加要否を確認	分析 1 と同様の対策が必要という結果に加えて、プラント停止時における 全交流動力電源喪失への配慮として、代替電源設備からの電源供給が可能な設計 とする。 (図 1 参照)
分析 3	各事象の発生後に地下水排水設備の機能喪失を想定し、事象収束に影響がある場合は、分析1で策定した設備要件に対する追加要否を確認	分析 1 と同様の対策が必要という結果を得た。

- 分析 4 における具体的なプラント損壊状態と設備要件については、「技術的能力2.1まとめ資料 別冊 I . 具体的対応の共通事項」にて、大規模損壊に対する対応として別途説明する。

《設備要件の整理結果 (2/2)》

表5 地下水排水設備の機能喪失要因とこれを踏まえた設備要件 (別紙11-7表)

機能	構成部位	機能喪失要因	設備要件
集水機能	集水管類	地震	・ Ss 機能維持することにより集水機能を確保
支持機能	ピット・ピットエリア	地震	・ Ss 機能維持することにより支持機能を確保
排水機能	排水配管	機器故障 (リーク・閉塞)	・ 配管の多重化による機能維持
		地震	・ Ss 機能維持することにより排水機能を確保
	排水ポンプ	機器故障 (継続運転失敗・起動失敗)	・ 機器類の多重化による機能維持
		地震	・ Ss 機能維持することにより機器類の機能を確保
		内部火災	・ 内部火災影響を考慮した設計による機能維持
	内部溢水	・ 内部溢水影響を考慮した設計による機能維持	
監視・制御機能	制御盤動力盤	(機能喪失要因と対策は、上述の排水ポンプと同じ)	
	水位計	機器故障 (不動作・誤操作)	・ 多重化による機能維持
		地震	・ Ss 機能維持することにより監視・制御機能を確保
電源機能	電源 (ディーゼル発電機)	機器故障 (起動失敗)	・ 多重化による機能維持

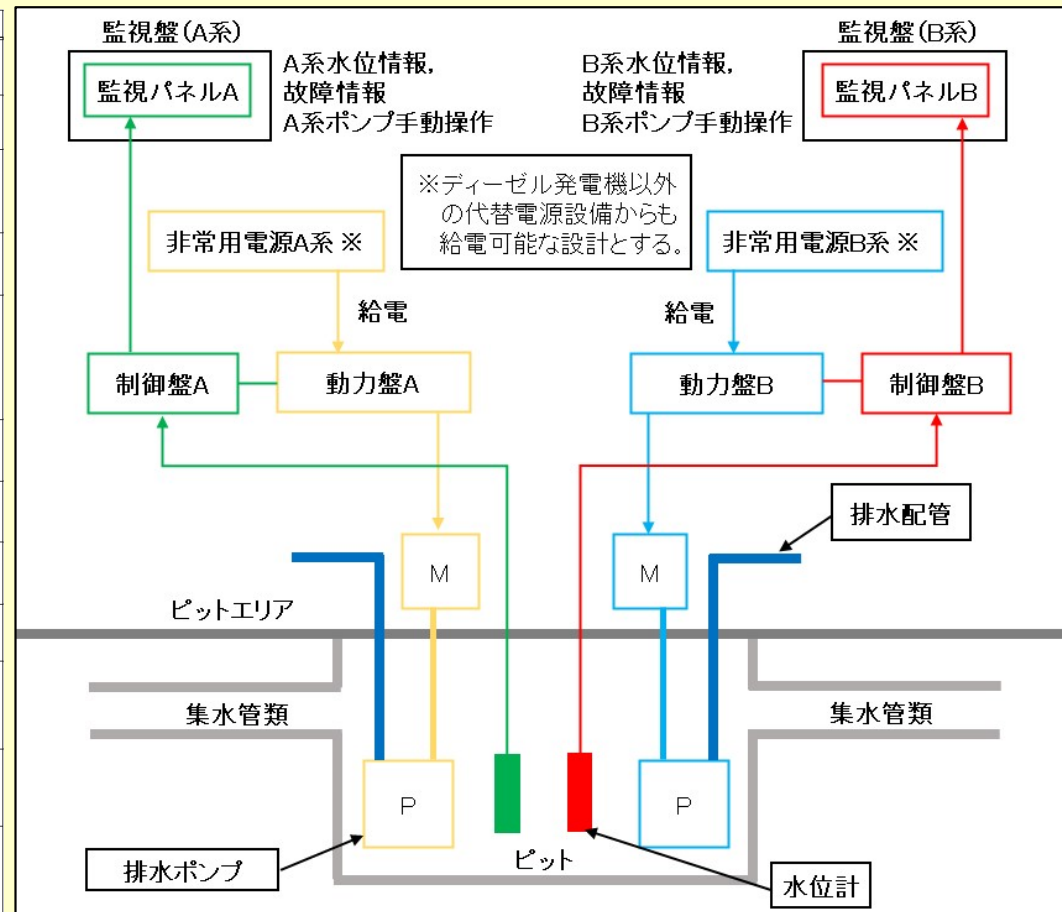


図1 設備要件を反映した電源系、監視・制御系の系統構成概要 (別紙11-4図)

- 上記の設備要件に加えて、供用期間の全ての状態において地下水排水設備が機能喪失しない設計とするために、**排水機能を維持したまま設備点検が実施できること及び地下水排水設備の全範囲を点検できることも設備要件として考慮する。**

(2) 既設の地下水排水設備に対する設備要件の適用検討 (1/5)

- 泊3号炉では防潮堤の設置後も既設の地下水排水設備を用いることを基本とし、求められる設備要件に対して既設設備では対応できない事項に対して、追加対策とその成立性を確認する。
- 既設の地下水排水設備の配置を図2に、集水管及びサブドレンの配置と建屋基礎底面のレベルを図3に示す。

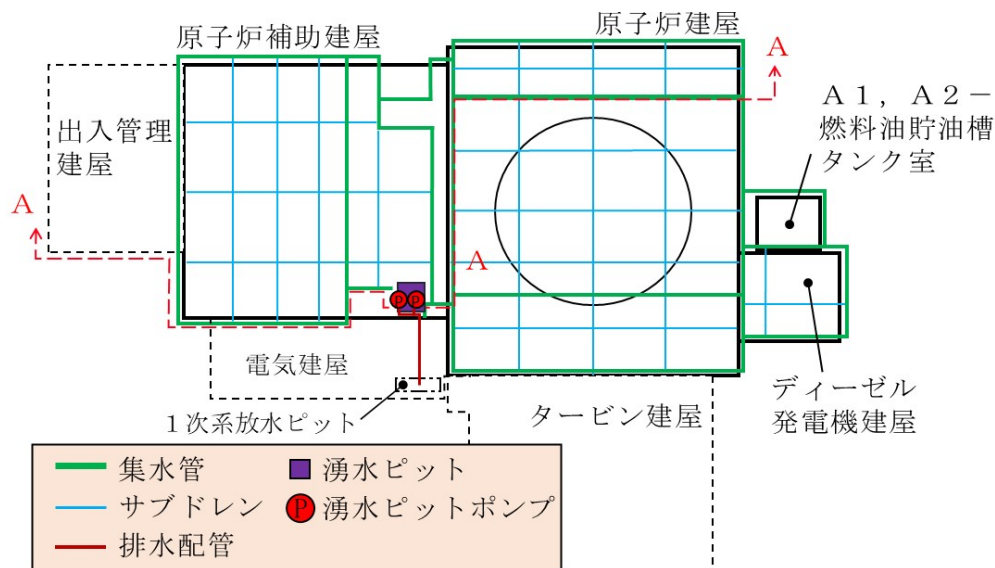


図2 地下水排水設備（既設）の配置
（添付1-3(1)図より抜粋）

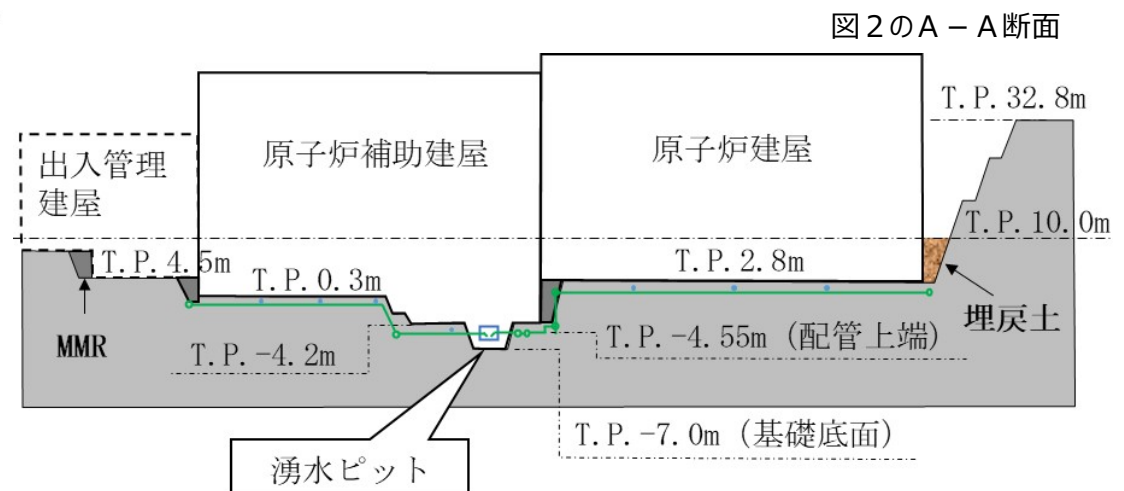


図3 集水管及びサブドレンの配置と建屋基礎底面のレベル
（添付1-4(1)図）

(2) 既設の地下水排水設備に対する設備要件の適用検討 (2/5)

- 表5 (P.13) で整理した地下水排水設備の設備要件を、既設の地下水排水設備に適用する場合に必要な信頼性向上対策を整理した。
- 表6 では、表5 の設備要件を踏まえ、既設の地下水排水設備で基準適合性を確保するために必要な対策を抽出し、それら対策の成立性を確認している。
- その結果、**既設の地下水排水設備に対して、全ての設備要件の適用が可能であることを確認**できた。

表6 地下水排水設備（既設）に適用が必要となる設備要件と追加対策の要否（別紙11-8表より抜粋）

機能	構成部位	今後適用する設備要件 (表5より転記)	対策要否 (○:実施, ×:不要)	対策の成立性 (○:有, ×:無)	(対策後の設備概要図)
集水機能	集水管 サブドレン	Ss 機能維持*1 することにより集水機能を確保	○*2	○*2	<p>(中央制御室)</p> <p>(原子炉補助建屋)</p>
支持機能	湧水ピット ピットエリア	Ss 機能維持することにより支持機能を確保	×	-	
排水機能	排水配管	Ss 機能維持*1 することにより排水機能を確保/配管の多重化による機能維持	○*3	○*3	
	湧水ピット ポンプ	Ss 機能維持*1 することにより機器類の機能を確保/機器類の多重化による機能維持/内部火災・溢水影響を考慮した設計による機能維持	○*4	○*4	
監視・ 制御機能	動力盤 制御盤	Ss 機能維持*1 することにより機器類の機能を確保/機器類の多重化による機能維持/内部火災・溢水影響を考慮した設計による機能維持	○*5	○*5	
	水位計	Ss 機能維持*1 することにより監視・制御機能を確保/多重化による機能維持	○*6	○*6	
電源機能	ディーゼル発電機	多重化による機能維持	×	-	
	代替電源設備	代替非常用発電機からも給電可能な設計	○*7	○*7	

*1 耐震重要度は耐震Cクラス

*2 地震時に埋戻土による荷重が集水管に作用しない構造への改造又は埋戻土による荷重が集水管に作用した場合でも十分な強度を確保できる仕様へ変更。

*3 現状はポンプ出口で合流している排水配管を分離して多重化。

*4 ポンプ電動機の設置される湧水ピットエリアを火災区画及び溢水防護区画に設定した上で、必要な対策を施す。

*5 制御盤（監視パネル）を多重化。盤類が設置されるエリア（詳細設計段階で決定）を火災区画及び溢水防護区画に設定した上で、必要な対策を施す。

*6 多重化する制御盤の各々に水位計1台を接続する。

*7 電源機能としては代替非常用発電機にも接続する。

(2) 既設の地下水排水設備に対する設備要件の適用検討 (3/5)

- 設備要件を適用した地下水排水設備について、供用期間の全ての状態において地下水排水設備が機能喪失しない設計とするために、**全ての構成部位を「予防保全」の対象と位置付け施設管理する必要がある。**
- そのため、**QMS（品質管理システム）2次文書に地下水排水設備を予防保全の対象と定め、定期事業者検査時に適切な保全を行う。**

《設備点検中の排水機能維持》

- 設備点検後やプラント運転中に行う試験又は検査についても、**排水機能を維持したまま独立して実施できる必要がある。**
- これらの要求に対し、既設の地下水排水設備に対して設備要件を適用した結果、設備の多重化によって**1系列で排水機能を維持したまま、もう1系列の設備点検が可能であり、試験又は検査についても図4に示すとおり1系列のみで実施可能な設備構成となることを確認した。**

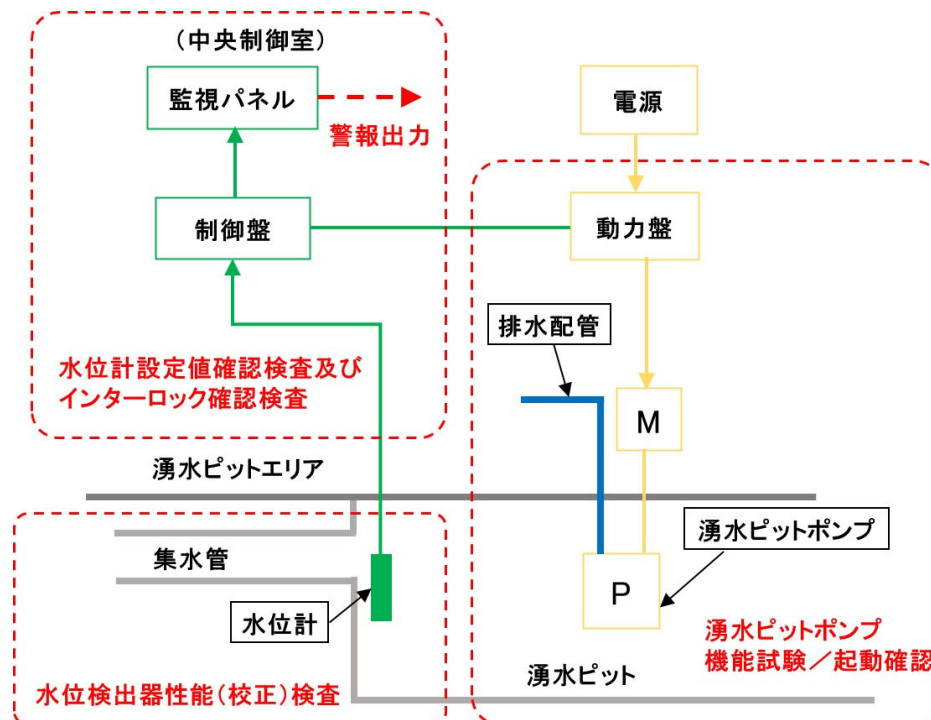


図4 地下水排水設備の試験又は検査項目と範囲 (別紙11-5図)

(2) 既設の地下水排水設備に対する設備要件の適用検討 (4/5)

《地下水排水設備の全範囲を点検するための措置》

- 既設の地下水排水設備では、湧水ピットと集水管の接続箇所だけが集水管内部にアクセス可能な開口であり、湧水ピットから離れた集水管には点検装置の挿入が困難であるため、**集水管に直接アクセス可能な点検口を複数箇所設ける（図5）**ことで、**全ての集水管を定期的に内部点検可能**とし、必要に応じて水流や吸引等による管内清掃を行う。
- なお、合成繊維管の内部には点検装置が挿入できないが、岩盤からサブドレンに流入する湧水は清浄であり、集水管に比べて設置レベルが高く埋戻土由来の土砂類の持ち込みが発生し難い構造であるため、集水管との接続部にある合成繊維管を目視点検することで、集水機能が維持されていることを定期的に確認できる。
- 以上より、地下水排水設備の**全ての構成部位を「予防保全」の対象として施設管理する**。

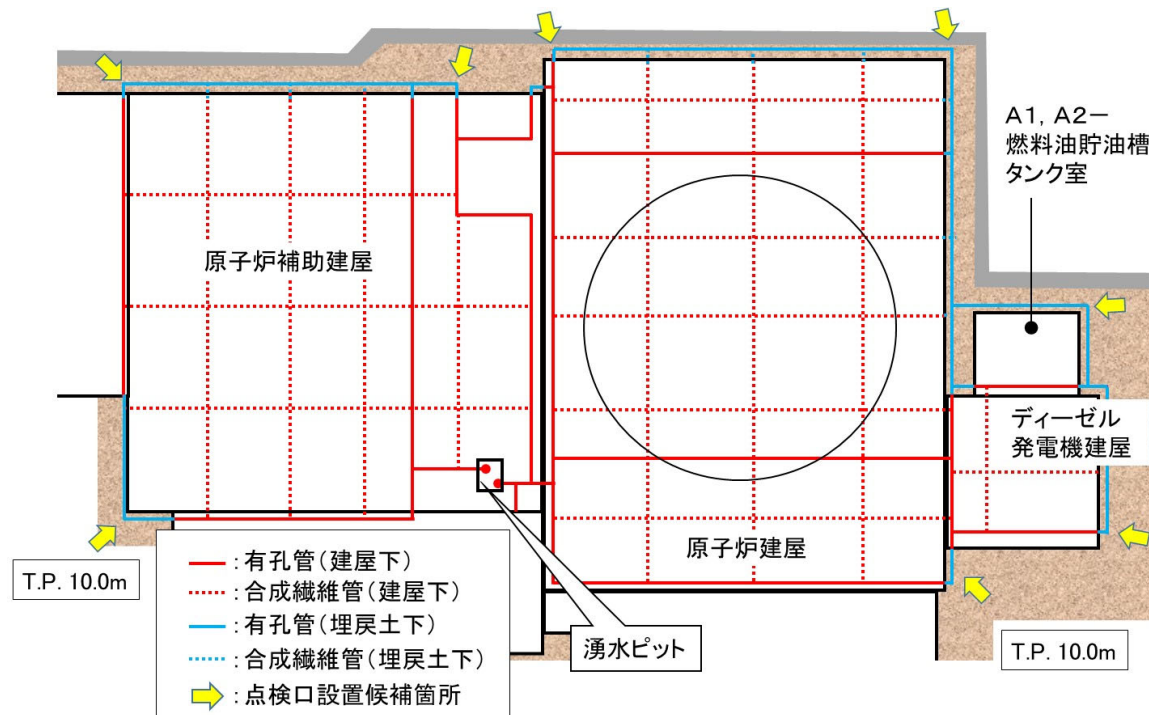


図5 点検口の設置候補箇所 (添付5-2図)

(2) 既設の地下水排水設備に対する設備要件の適用検討 (5/5)

《モックアップ試験条項》

- 点検口の設置により集水管の全域を内部点検及び管内清掃が可能かを確認するため、集水管敷設ルートを選択した。選択した集水管内ルートを図6に示す。
- 集水管の曲がり部や管路の長さは管内清掃装置を挿入する際の抵抗となることから、計画するアクセス開口の位置や集水管の高低差も考慮し、管路の抵抗が大きくなると考えられる集水管ルートを選定した。選定した集水管内ルートを図6に示す。
- ルート1は曲がり数が多く管路の総延長が最大となるルート、ルート2及びルート3はコの字形状とクランク形状であり曲がりのパターンが異なるルートとして選定した。図7、図8の試験装置を用いて管内清掃装置の実機適用性を確認した結果、モックアップ検証で設定したルートで模擬集水管の全範囲に亘る内部確認及び清掃、管内清掃装置の回収が可能であることを確認できたため、実機に適用した場合においても管内清掃装置による点検及び清掃が確実に実施できる。

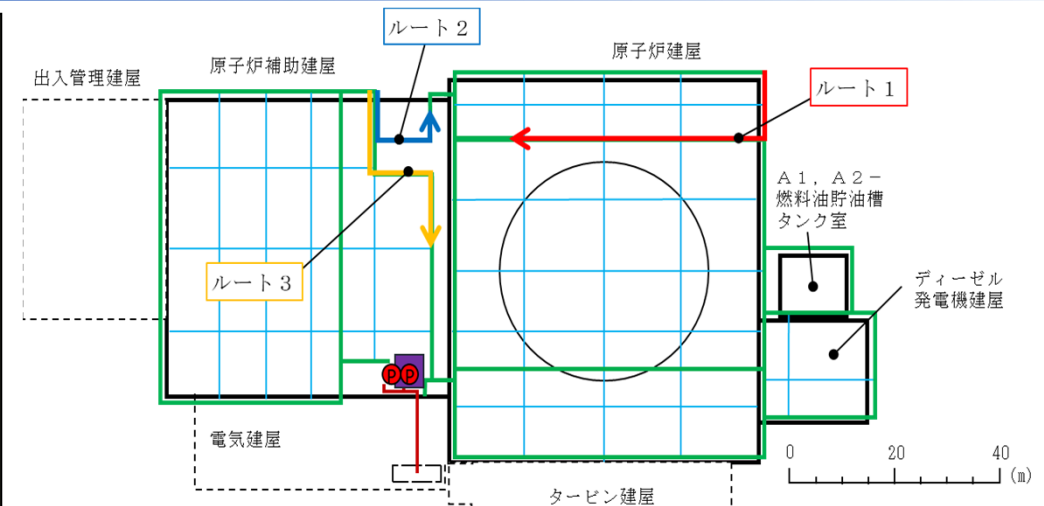


図6 モックアップ試験装置の集水管想定範囲 (添付5-3 図)

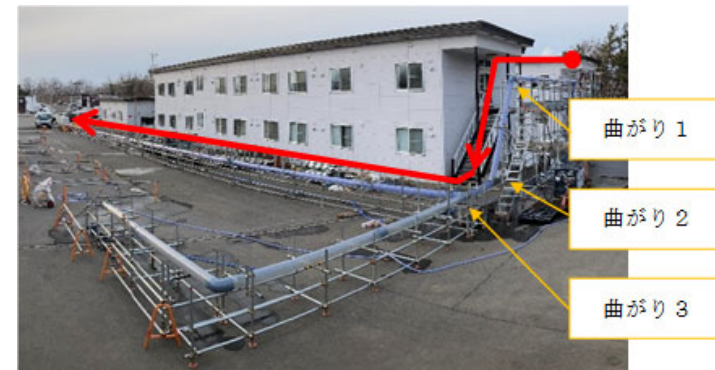


図7 モックアップ試験装置の全景<ルート1> (添付5-4(1)図)



図8 管内清掃装置進行時の様子 (添付5-4(4)図)

(3) 運用管理における配慮事項 (1/2)

《島根2号炉の地下水位低下設備との比較》

- 泊3号炉の地下水排水設備に対しては、島根2号炉と同様に「**想定される事象等を考慮し、地下水排水設備に対して信頼性を向上するための対策を施す**」ことを基本方針とし、設備に課すべき設備要件を検討した。
- 検討結果として整理した設備要件を既設の地下水排水設備に適用すると共に、集水管へのアクセス開口の設置等の保守管理上の配慮も行うことで、**供用期間の全ての状態において地下水排水設備が機能喪失しない設計が可能であることを確認した。**
- 一方、表7に示す泊3号炉と島根2号炉の比較結果では、地下水排水設備の機能喪失時に建屋の設計条件を逸脱するまでの時間について、建屋基礎底面の直下の集水管で地下水を集水する泊3号炉と、敷地深部に新規に敷設される集水管で地下水を集水する島根2号炉を比べると、**泊3号炉で建屋の設計条件を逸脱するまでの時間が約3時間と短いことが確認された。**
- 前述のとおり、泊3号炉では供用期間の全ての状態において地下水排水設備が機能喪失しない設計が可能であるものの、**万が一、地下水排水設備の機能が喪失した際、建屋の設計条件を逸脱するまでの時間が短いことを踏まえ、運用の追加によって更なる信頼性向上を図ることとした。**

表7 泊3号炉と島根2号炉の比較 (添付6-1表 先行炉との比較より抜粋)

比較項目	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉
設計上の要求	<ul style="list-style-type: none"> ・Ss機能維持 ・揚水井戸を除く多重化、外部事象への配慮、非常用電源確保等 	<ul style="list-style-type: none"> ・Ss機能維持 ・湧水ビットを除く多重化、外部事象への配慮、非常用電源確保等
保守管理性	<p>新設揚水井戸の集水管は直管のみで構成されており、設備構成部位の全てが保守管理性に優れる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・点検用アクセス開口の設置により原子炉建屋等の主要建屋基礎下の集水管全てを点検可能とする ・サブドレンは合成繊維管であり直接的な目視点検は集水管との接続部に限られるが、岩盤からサブドレンに流入する湧水は清浄であり、埋戻土由来の土砂類の持ち込みが否定できない集水管に比べて設置レベルが高いことを踏まえると、流路を全閉塞するような堆積物が生じることは考え難い ・以上より、地下水排水設備の全ての構成部位が保守管理性を満足している
機能喪失時に建屋の設計条件を逸脱するまでの時間	24時間以上	約3時間

島根2号炉と同等の信頼性を確保できている項目

運用の追加によって、島根2号炉と同等の信頼性を確保する項目

(3) 運用管理における配慮事項 (2/2)

- 泊3号炉では、供用期間の全ての状態において地下水排水設備が機能喪失しない設計とするものの、**万が一、地下水排水設備の機能が喪失すると、建屋の設計条件を逸脱するまでの時間が約3時間と短いため**、運用の追加によって更なる信頼性向上を図ることとした。
- 具体的には、地下水排水設備の運用管理にかかわる事項として、地下水位の上昇により建屋の設計条件を維持できない事態に備え、可搬型水中ポンプ（表8）により地下水の排水を行うための体制等を予め整備することとし、これらの運用について保安規定の添付及びQMS 2次文書に定める。
- また、地下水位を主要建屋の設計条件を満足する範囲に維持できない場合にはプラントの運転を停止することについても、保安規定の添付及びQMS 2次文書に定める。

表8 可搬型水中ポンプの配備数（別紙11-12表）

項目		配備数
可搬型水中ポンプ	・揚水ポンプ ・発電機等	一式

③ まとめ

- 泊3号炉では、先行審査事例を確認の上、地下水排水設備に対してどの程度の信頼性が必要であるか分析を行って設備要件を定めることとし、「想定される事象等を考慮し、地下水排水設備に対して信頼性を向上するための対策を施す」ことを、地下水位上昇への対応の基本方針とした。（島根2号炉の審査実績を参考とした）
- 基本方針に従い必要な設備要件を整理するため、標準的な地下水排水設備の構成要素を設定した上で、各構成要素に適用が必要な設備要件を定めた。
- 上記の設備要件について、既設の地下水排水設備に適用が可能であることを確認した。
- 以上により、供用期間の全ての状態において地下水排水設備が機能喪失しない設計を満足するものの、万が一、地下水排水設備の機能が喪失し、建屋の設計条件を逸脱する場合には、可搬型水中ポンプにより地下水の排水を行うための体制等を予め整備することで、更なる信頼性向上を図ることとした。
- 詳細設計段階では、必要な排水能力を確認した上でポンプ容量を設定する等、地下水排水設備の具体的な仕様をお示した上で、設備の基準適合性について説明する。